



推し活に関する法律知識

松下 真由美 Matsushita Mayumi 弁護士

著書に『清く楽しく美しい推し活～推しから愛される術～』（共著、東京法令出版、2022年）。企業・金融法務、知的財産法務、YouTuberの代理人としての訴訟活動や契約交渉のほか、一般民事、家事事件に取り組む



● はじめに

近年、「推し活」を楽しむ人が増えています。ライブに行ったり、グッズを集めたり、SNSに投稿したりと、大好きな推しのことを考えるのはとても楽しいものです。しかし、時に、推し活に夢中になるあまり、法律に触れることをしてしまったり、思わぬトラブルに巻き込まれて被害にあってしまったりといった相談を受けることがあります。

推し活を楽しむためには、推し活をするなかでどんなトラブルが起こりやすいのか、きちんと知識を身に付けておくことが重要です。具体的な事例に沿って考えていきましょう。

● 推し活をめぐるトラブル事例

(1) 転売チケットの問題

推しのライブチケットの抽選販売に全部落選。どうしても観たかったので、転売仲介サイトで定価の2倍のチケットを購入しました。ところが、当日、会場入口で身分証の提示を求められ、チケット券面に他人名義が記載されていたため、入場できませんでした。

この事例では、「**チケット不正転売禁止法**」(以下、法)に関する正しい知識と、運営側の定められたルールに違反した場合のリスクについて、考えていただきたいと思います。

2019年6月に本法が施行され、ある一定の条件を満たすチケットを不正に転売した人に対して刑罰が科されることになりました。イベント運営者とファンに正しくお金とチケットが行き

渡るようにするための法律です。

不正転売禁止の対象となるチケットは、「特定興行入場券」といいます。これは、国内で行われる映画、演劇、音楽、舞踊等の芸術・芸能やスポーツイベントのチケットで、不特定多数に販売され、イベントの日時と場所、入場資格者または座席、興行主の同意のない有償譲渡禁止の旨、販売時に購入者等の氏名と連絡先を確認したことがチケット券面等書いているものを指します(**法2条3項**)。そして、「不正転売」というのは、イベント運営者の同意を得ずに、チケットを反復継続して、販売価格を超える価格で販売することをいいます(**法2条4項**)。本法では、不正転売に加え、不正転売をする目的でチケットを購入する行為も禁止されており(**法3条、4条**)、これらに違反した人は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はその両方の刑罰が科されることになっています(**法9条1項**)。

今回の事例の、他人の名義が記載されているライブチケットも、その他の条件を満たせば、本法で不正な転売が禁止されたチケットに該当します。ですから、これを転売仲介サイトで定価の2倍の金額で販売した相手は、本法に違反する行為をしていることとなります。

それでは、このチケットを購入した行為はどうでしょうか。本法が禁止しているのは、チケットの不正転売と、不正転売をする目的でチケットを購入する行為です。そのため、実は、自分がライブに行くために転売されているチケットを購入しただけならば、定価を超える金額であっても、本法には違反しないこととなります。

もっとも、イベント運営者の決めたルールを守ることは、それとはまた別の話です。たとえ本法に違反しなくても、イベント運営者が、名義人以外は入場禁止というルールのもとで販売しているチケットを購入した以上は、他人名義のチケットで入場できなくても、何も文句は言えません。

高額で買ったのに厳しすぎると思うかもしれませんが、**法5条1項**では運営側に対しても、転売を防止するために入場時に入場者とチケット券面の名義が同一か確認する措置等を努力義務としています。他人名義のチケットでの入場をきっぱり断る運営側の対応は、転売禁止に実効性を持たせるものであり、評価されるべきものだと思います。本法が制定され、処罰を受けた例が報道されても、残念ながら、転売仲介サイトやSNSを通じたチケットの高額転売は、なかなかなくなるという現実があります。転売禁止に歯止めをかけるためには、本法での罰則に加えて、チケットチェック等、運営側のルール設定による努力も必要であると思います。

(2) SNSへの書き込みはどこからが処罰対象か

推しのアイドルAさんが同じグループのBさんからいじめられているとの週刊誌報道がありました。思わず「Aちゃんをいじめていたなんて、Bは性格最悪。今すぐ脱退するべき」とSNSに書き込んだところ、AとBの所属事務所から「報道は事実無根であり、誹謗中傷には法的措置を取ります」との発表がされました。私はどうなってしまうのでしょうか？

SNSが発達し、誰もが簡単に情報を受信・発信できる時代となりました。推しの情報をチェックして拡散したり、推しに直接メッセージが送れたり、ファン同士でつながりを持てたり、今やSNSは、推し活には欠かせないツールといえます。

SNSは、顔を出さずに匿名での情報発信ができるため、人の目を気にせず、思ったことを気

軽に発信しやすいというメリットがあります。世界中の人とつながり、自分の発信に対する反応が得られることも大きな魅力でしょう。

しかし、発信のしやすさから、時に、他者への誹謗中傷や、無責任な情報拡散を招くおそれもあります。行き過ぎた発信をしてしまった場合には、名誉毀損罪や侮辱罪などの罪に問われたり、慰謝料を請求されたりしてしまうことがあるのです。

名誉毀損罪は、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した場合に成立する犯罪です(**刑法230条1項**)。侮辱罪は、公然と人を侮辱した場合に成立する犯罪です(**刑法231条**)。2つの違いは、事実を摘示したかどうかです。

事例でいうと、「(Bが)Aちゃんをいじめていた」というのは事実を摘示しており、Bの社会的評価を下げ、名誉を毀損するものといえます。また、「Bは性格最悪」というのは、Bに対する侮辱に当たるといえます。いずれもSNSへの書き込みであることから、公然と、すなわち不特定多数に向けて行われたものですので、こうした書き込みは、名誉毀損罪や侮辱罪に問われてしまうおそれがあるといえるでしょう。推しへの愛ゆえにという言い訳は、もちろん通用するものではありません。

名誉毀損罪は、「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」となります。

侮辱罪に関しては、元々は「拘留(1日以上30日未満刑事施設に拘置)又は科料(1,000円以上1万円未満の金銭支払い)」という、とても軽い刑罰の犯罪でした。しかし、2022年7月から、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に法定刑が引き上げられ、厳罰化がされました。

その背景には、インターネットを通じた誹謗中傷を受け、著名人が自ら命を絶ってしまう事件が起きるなど、被害が深刻な社会問題となっているという事情があります。

また、2022年10月、改正プロバイダ責任制限法が施行されました。これにより、SNS等で誹謗中傷の書き込みをした発信者の情報開示請求が、より簡易迅速に認められやすくなりました。つまり、匿名で書き込んだものであっても、本人を特定されやすくなったということです。このように、社会はSNSでの誹謗中傷を抑止する方向に動いています。

SNSはとても便利なものですが、軽い気持ちでした書き込みにより、誰かをひどく傷つけ、加害者になってしまうおそれがあるものです。自分や、あるいは自分の好きな推しが、第三者に同じことを言われたら、どんな気持ちになるでしょうか。言葉が届く先にいる相手のことを想像し、情報発信や拡散する手を止めて、考えてみるのが大切です。

(3) 推しの顔写真のSNSへの掲載

SNSで、推しの顔写真を自分のアイコンにしていたら、推しのファンの人から「著作権侵害だ」と言われてしまいました。写真のサイズは小さいし、公式サイトの写真でもダメなのですか？

SNSを見ていると、推しの顔写真をアイコンに利用しているファンを見かけます。

しかし、実は、推しの写真を勝手にアイコンに使うことは、著作権侵害や肖像権侵害に当たる可能性が高いです。

著作権とは、著作物を創作した者(著作者)が持つ権利であり、著作物を無断でコピーされたり、インターネット上で利用されない権利のことを指します。著作物を利用したい場合には、著作者に許可をもらう必要があります。

今回の事例でいうと、推しの顔写真は著作物です。公式サイトの写真であれば、所属事務所が写真の著作権を持っている場合が多いでしょう。そのため、許可を得ず無断で顔写真をインターネットで利用する行為は、所属事務所が持つ著作権を侵害することになります。写真の大きさは関係ありませんので、小さなアイコンで

もいけません。

著作権の侵害に対しては、利用の差止請求や、損害賠償請求等がされるおそれがありますし、犯罪として10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその両方の刑罰が科されることになっています(著作権法119条1項)。推しの写真をSNSのアイコンに利用したことだけでは、そこまでの重い罪にはならないことが多いですが、著作権侵害に対しては、それだけ厳しい法律の定めがなされているのです。

次に、肖像権とは、人の容姿などの肖像を無断で使用されない権利のことです。自分の顔写真が自分の知らないところで勝手に使われることは、普通に考えたら、怖いし、嫌なことではないでしょうか。それは推しにとっても同じです。肖像権の侵害に対しても、差止請求や、損害賠償請求がされる可能性があります。

アイコンへの利用のほか、SNSの掲載で問題になりやすいのは、自分の推しの素敵さをアピールして宣伝したい、という気持ちから、推しが載った雑誌等の画像をアップロードしてしまう行為です。無料で見られるとなれば、雑誌を購入するはずだった人が購入しなくなり、著作権者に大きな損害をもたらすこととなります。多額の賠償や重い刑罰を科されるリスクもありますし、マナーの悪いファンがいるとして、推しにも迷惑をかける結果になります。

大好きな推しの魅力は、推しの写真を使うのではなく、自分の言葉を使ってSNSで伝えてみてください。そのほうがきっと、推しも喜ぶと思います。

(4) 自作グッズの販売

フリマサイトに、推しの顔写真とグループのロゴを入れたTシャツを手作りして出品したら、サイトから知的財産権を侵害しているとして無期限で利用の制限をされてしまいました。

推しの写真とグループのロゴを組み合わせ、自分で好きなデザインのTシャツを作れたら、

それはほかの誰ともかぶることのない、世界でただ1つのグッズになります。ライブ会場に着て行ったら、大いに目立てるのではないかと考える人もいるかもしれません。

しかし、無断で推しの写真を利用した場合、著作権や肖像権の侵害になるという話は既に述べたとおりです。フリマで売るグッズに有名人の肖像を利用すれば、その人の持つ顧客誘引力により商品が売れやすくなるでしょうが、推しの人気に便乗して自分がもうけようとするような行為は、許されてよいものではないのです。

グループのロゴの無断使用についても、そのロゴが著作物であれば、推しの写真の無断使用と同様、著作権の侵害になります。また、ロゴについて商標登録がされていれば、商標権の侵害にもなります。

フリマサイトなどでは、通常、著作権や商標権を侵害するような商品の販売を、利用規約で禁じています。規約に違反する行為をしたら、サイト自体の利用を制限されてもやむを得ないといえるでしょう。

ただ、例外的に、家庭内で仕事以外の目的のために使用する、いわゆる「私的使用」の範囲内であれば、自作グッズを作ることも許されます。家で自分だけで楽しむ分にはOKということです。しかし、事例のように、販売目的で自作グッズをフリマに出品することはもちろん、不特定多数が見るSNSのアイコンに利用したりすることも、私的利用の範囲を超えると判断されるでしょう。

(5) 握手券など特典付きCD

握手券付きCDを複数枚購入したのですが、コロナ禍で握手会が延期となった末に、推しがグループから卒業してしまいました。こうした場合、返品や返金は求められますか？

コロナ禍は、エンターテインメント業界に大きな打撃を与えました。イベントは開催できない日々が続き、活動にも先が見えないなか、卒

業という選択をしたアイドルもいました。

卒業を理由にイベントについての返金を求められるかどうかは、そのイベントの内容と、運営者がどのようなルールを設定しているかによって、判断は異なります。

例えば、推しが出ると思ってグループアイドルのライブチケットを購入していた場合に、推しが卒業しても、変わらずそのグループのライブが開かれるならば、そのライブについての返金は、基本的に認められない場合が多いようです。卒業した推しも、確かにグループの大切な要素であったと思いますが、購入したのはあくまでグループのライブに参加するためのチケットであって、ライブが開催されるなら、それに参加することはできるからです。

もっとも、事例の握手会のように、その推しがいなければイベントそのものがもはや成り立たないといえるような場合には、握手券付きCDの返品や返金を認めるルールを定めている運営者もいます。ファンからすれば、推しと握手したり話したりできると思ってたくさんCDを購入しているわけですから、返金その他の対応は、当然に認められるようにも思ってしまいます。返金のほか、卒業までの期間に別日程のオンラインでのトーク会への振り替えを設定したり、別のメンバーに振り替え可能としたりといった、いろいろな工夫もみられるようです。

しかし、握手券付きCDの場合、あくまで販売しているのはCDです。CDを手に入れている以上、握手券は付随的なものであるとして、返品や返金を認めないということも、理屈の上では成り立つともいえます。

結局は、購入時に運営者が定めたルールに従うこととなります。そのため、イベントのチケットや、イベントのチケットが付随する商品を購入する際には、返金、返品等についてどんなルールが定められているか、あらかじめよく確認しておくことが大切です。